

「クレジットカード事業規制に関する布告」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

クレジットカード事業規制に関する布告

革命団布告第五八号第五項に基づき許可申請しなければならない事業についての財務省布告

前文省略

第一項

本布告において、

「クレジットカード(バット・クレディット)」とは、商品代金、サービス代金、またはその他の代金の、現金支払いに代わる支払いに使用するために、あるいは現金引出しに使用するために、クレジットカード事業者が定めた原則及び方法に基づき、クレジットカード事業者が消費者に発行したカードを意味する。ここに事前に商品代金、サービス代金、その他の代金及び支払いのあったカードは含まない。

本布告で別段の規定がない限り、クレジットカードにはデビット・カードも含む。

「カード(バット)」とは、書類または他の物を意味し、クレジットカード事業者が消費者に発行した数字、文字、またはシンボルも含む。

「消費者(プー・ポリポーク)」とは、消費者保護法に基づく消費者を意味する。

「クレジットカード事業者(プー・プラコーブ・トゥラキット・バット・クレディット)」とは、クレジットカード事業の営業許可を得た者を意味する。

「金融機関(サターバン・ガーンゲン)」とは、以下を意味する。

(一) 商業銀行法に基づく商業銀行

(二) 金融事業・証券事業・クレジットフォンシエ事業法に基づく金融会社、金融証券会社、クレジットフォンシエ会社

第一章

設立と許可申請

第二項

クレジットカード事業を許可申請しなければならない事業とする。

第一段の内容は以下には適用しない。

(一) 金融機関

(二) 自己の事業において商品代金、サービス代金、その他の代金支払いのために消費者にクレジットカードを発行する者

第三項

クレジットカード事業者は株式会社またはパブリック・カンパニーの法人でなければならず、大臣から文面で許可を得なければならない。

許可取得申請の提出はタイ中央銀行が定めた書式に従いタイ中央銀行を通じ提出する。その際には当該書式に示された証拠書類も添付する。その証拠書類には少なくとも以下がなければならない。

- (一) 会社登記証明書の謄本
- (二) 会社基本定款(ナンスー・ポリコンソソティ)の謄本
- (三) 会社付属定款(コーバンカップ)の謄本
- (四) 会社の株主登録簿の謄本

このほかに取締役及び会計監査人の名、職歴、資格も通知する。もしあれば支店及び支店の設置場所も通知する。

第四項

クレジット・カード事業者は一億バーツ以上の払込済み登録資本金がなければならない。

第二章

業務遂行条件

第五項

クレジット・カード事業者は勧誘書類、加入申込書、契約書でクレジット・カード・サービス使用によって生じる手数料、利息、諸費用をすべて明確に詳細を示さなければならない。ここにタイ中央銀行が定めた様式に従う。

第六項

クレジット・カード事業者は以下を実行しなければならない。

- (一) 支店を開設する場合は、その支店の営業開始の一五日以上前に支店開設をタイ中央銀行に通知する。
- (二) 消費者のデータを秘密保持する。ただし以下の場合は除く。
 - (a) 消費者から文面で承諾を得た上での開示
 - (b) 事件捜査または訴訟審査における義務、またはそれに資するための開示
 - (c) そのクレジット・カード事業の会計監査人への開示
 - (d) クレジット・データ会社へのクレジット・データ送付
 - (e) 法に基づく執行に資するための開示

第七項

クレジット・カード事業者が以下の行為をなすことを禁じる。

- (一) 大臣から許可を得ずに減資する
- (二) 大臣から許可を得ずに本店所在地を移転させる、または支店を移転させる、閉鎖する
- (三) クレジット・カード使用によって生じた債権を当座勘定契約に基づく債権に移す。ただし消費者が

ら前もって文面で承諾を得ていたときはその限りではない

まだ当座勘定契約に基づく債権に移していないクレジット・カード使用によって生じた債権は、その利息を元金に含めた金額で利息を計算することはできない

(四)大臣からの許可なしにクレジット・カードに係る事業の営業を中止または停止する

第八項

クレジット・カード事業者は、タイ中央銀行が定めた以下の件に係る原則、方法または条件に基づき行動する。

- (一)クレジット・カード保有者の資格
- (二)クレジット・カード使用に係る利息、違約金、手数料
- (三)クレジット・カード使用に係る検査及び安全性の保全
- (四)債務支払い及び督促
- (五)債権の抹消及び移管
- (六)消費者データに係る行動と管理
- (七)苦情があった時の行動
- (八)会計処理と報告
- (九)タイ中央銀行が民衆の安全と安寧のために必要と判断したその他の件

第九項

以下のいずれかの形態を有する者がクレジット・カード事業者の取締役、マネージャー、または経営権限を有する従業員になることを禁じる。

- (一)破産者だったことがある
- (二)財に係る悪意の過失で確定判決により禁固刑を受けたことがある
- (三)大臣が第一〇項に基づき許可を取り消したクレジット・カード事業者の取締役、マネージャー、または経営権限を有する従業員だったことがある

第一〇項

以下が明らかになった時、タイ中央銀行はそのクレジット・カード事業者に違反、怠慢行為をしていた事柄の解決、定められた期限内での財務状態の解決または営業の是正を命じる権限を有し、大臣に遅滞なく報告する。

- (一)クレジット・カード事業者が事業運営における条件に違反した、または従わなかった
- (二)クレジット・カード事業者の財務状況または営業が民衆の利益に対し重大な損害を与える事由となるおそれがある

クレジット・カード事業者が、第一段に基づき中央銀行が定めた期限内に是正をしなかったとき、大臣は、中央銀行の提言により、是正のために、定めた期間中、一時的に全部のまたは一部の営業を停止するようクレジット・カード事業者に命じる権限を有する。ここにおいて大臣がクレジット・カード事業者

が従うべき原則、方法、条件を定めることもできる。

クレジット・カード事業者が第二段の内容に基づき大臣の命令に従わず、依然として違反しているときは、大臣はそのクレジット・カード事業者のクレジット・カード事業の営業許可を取り消す権限を有し、第二段の内容を準用する。

第一一項

クレジット・カード事業者がクレジット・カード事業を止めたい場合、タイ中央銀行を通じて大臣に通知する。

第一段に基づく通知を受けた時、タイ中央銀行は、通知を受けた日から三〇日以内に遅滞なく大臣に対し意見を具申するために、これを審査する。

大臣は、タイ中央銀行の提言により、いつ、どんな条件及び方法下に事業中止を許可するか審査する。ここに第二段に基づきタイ中央銀行より報告を受けた日から三〇日以内に審査を修了する。ただし当該期間中に審査が終了しない事由があるとき、大臣はクレジット・カード事業者に当該期間が満了する前に文面で通知する。ここにおいて、審査期間は当該期間の満了日からさらに三〇日以内の範囲で延長できる。

第一二項

タイ中央銀行は、本布告で定めたところに基づく営業状況の検査のために、タイ中央銀行の職員を係官に任命する権限を有する。

第一三項

係官が求めた時、クレジット・カード事業者は係官の目的に応じてその取締役、従業員、被雇用者または会計監査人に証言させる、またはそのクレジット・カード事業者の事業に係る帳簿書類及びその他の証拠を提出させなければならない。

経過規定

第一四項

本布告の施行日に営業していたクレジット・カード事業者で、その営業を継続したい者は、本布告の施行日から六〇日以内に許可申請する。

第一五項

第一四項に基づき許可申請したクレジット・カード事業者で、第四項に掲げた金額よりも少ない払込済み登録資本金しか有していない者は、クレジット・カード事業の営業許可を得た時、本布告施行日から二年以内に規定の金額に達するよう増資し、払い込む。

第一六項

本布告は官報告示日の翌日から施行する。

官報告示日 = 仏暦二五四五年(西暦二〇〇二年)十一月一日

クレジット・カード事業者に対する営業原則・方法・条件を定めるタイ中央銀行布告

前文省略

第一項

カード保有者または消費者が以下の資格を有している時に、クレジット・カード事業者はカード保有者または消費者にクレジット・カードを発行することができる。

- (一) 諸収入源からの収入が合計で月一万五〇〇〇バーツ以上、または年一八万バーツ以上ある。このとき収入源に係る信頼できる証拠を示さなければならない、あるいは
- (二) 金融機関に預金口座があり、クレジット・カード事業者が審査の上、クレジット・カードに基づく支払いに十分な財務状況にある者と判断した

第二項

クレジット・カード事業者は、クレジット・カード使用に係る件、利息、違約金、諸手数料において、以下の原則・方法・条件に従わなければならない。

- (一) その時点で実施中のクレジット・カード使用における利息、違約金、手数料及びその他の費用のレートに係る詳細を、本布告に基づきタイ中央銀行が定めた様式に従い、業務地全ての公開された場所に掲示する。当該レートまたは条件に変更がある場合、クレジット・カード事業者は変更実施日の少なくとも三〇日前にカード保有者または消費者に通知しなければならない。
- (二) クレジット・カードの発行申請を希望するカード保有者または消費者がクレジット・カード発行申請に当たって判断材料とするために、(一)に基づきタイ中央銀行が定めた様式に従い詳細を告知する
- (三) クレジット・カード事業者がカード保有者または消費者から、(一)に基づきタイ中央銀行が定めた様式に基づく項目のほかにサービス料または費用を請求する場合、クレジット・カード事業者はタイ中央銀行から事前に許可を得なければならない。
- (四) クレジット・カードによる現金引出しサービスにおいて、クレジット・カード事業者は、合計でその引き出し金額の三%以内であれば手数料及び費用を徴収できる。
- (五) (四)の規定下にクレジット・カード事業者は、カード保有者または消費者から、未払い債務における利息、または債務不履行中の利息、あるいは延滞債務履行における違約金、その他の手数料、サービス領を徴収することができる。ただしその利息、違約金、手数料、サービス料は、合算して年一八%以下でなければならない。ここに、クレジット・カード事業者は、カード保有者または消費者のために支払いを立て替えた日、または総額計算日、あるいはカード保有者または消費者が請求書に基づき

支払わなければならない日、口座引き落とし日から日数を計算することができる。

(六)(五)に基づく手数料及びその他のサービス料には、(一)に基づきタイ中央銀行が定めた様式で示された手続きにおける手数料、及び(三)と(四)に基づくサービス料または費用、及び(七)に基づく費用は含まない。

(七)クレジット・カード事業者は以下の金額に基づき、カード保有者または消費者から費用を徴収できる

(a)債務履行の督促によって生じた費用。実際に支出した費用でそのケースに十分な額

(b)小切手不渡りの場合の違約金。一回につき二〇〇バーツ以下

(八)クレジット・カード事業者が 五 に基づく違約金と 七 に基づく費用を合算して、さらに違約金を計算するための未払い債務額とすることを禁じる

第三項

求償及び債務履行の督促において、クレジット・カード事業者は以下に従わなければならない。

(一)クレジット・カード事業者がカード保有者または消費者に分割払いによる債務履行を希望するとき、債務の分割返済に係る原則を定めなければならない。このときカード保有者または消費者に一回分の返済に当たって全未払い額の五%以上返済させ、法律に基づく債務履行強制手続きの二〇日以上前にカード保有者または消費者に文面で督促しなければならない。

(二)カード保有者または消費者に弁済期日または口座引き落とし期日の一〇日以上前に請求書を送付する。このとき未払い債務における利息または費用がある場合は、請求書において当該利息または費用計算の詳細を示す。

第四項

クレジット・カード事業者は、カード保有者または消費者からクレジット・カード使用に係る請求があった時、その請求があった日から七日以内に、検査し、進展状況と次の段階について通知しなければならない。同時にその請求における是正を進め、速やかにカード保有者または消費者に通知する。

第五項

クレジット・カード事業者は本布告末尾に定めた書式に基づき報告書を作成し、四半期末日から三〇日以内にタイ中央銀行に提出しなければならない。ここに仏暦二五四五年一二月で終わる四半期から開始する。

第六項

クレジット・カード事業者が本布告の施行日にカード保有者または消費者にクレジット・カードをすでに発行していた場合、当該カード保有者または消費者の資格が本布告と合致していなくとも、そのクレジット・カードは期限が切れるまで、あるいはクレジット・カード事業者がそのクレジット・カード使用契約に基づきクレジット・カードの使用中止を通告するまで、そのクレジット・カードは使用できる。

第七項

本布告の規定は、現金引出し利用のためのデビット・カードの発行のケース、またはそのカード使用時に預金口座から商品代金またはサービス代金を差し引くためのデビット・カードの発行のケースには適用しない。

第八項

本布告は仏暦二五四五年十一月二日から施行する。ただし第二項(四)(五)(六)(七)及び(八)は本布告の告示日から六〇日が経過した時に施行する。

告示日 = 仏暦二五四五年十一月二日

[末尾の書式は省略]

商業銀行のクレジット・カード事業における営業原則・方法・条件を定めるタイ中央銀行布告

前文省略

第一項

クレジット・カードのサービス提供の件についての仏暦二五四五年四月二五日付けのトーポーター・ソーナーソー(21)ウォー・906 / 2543文書、クレジット・カードのサービス提供の件についての仏暦二五四五年一月八日付けのトーポーター・ソーナーソー(21)ウォー・192 / 2543修正文書を廃止する。

第二項

本布告において、

「クレジット・カード(バット・クレジット)」とは、商品代金、サービス代金、またはその他の代金の、現金支払いに代わる支払いに使用するために、あるいは現金引出しに使用するために、商業銀行が定めた原則、方法に基づき、商業銀行がカード保有者または消費者に発行したカードを意味する。ここに、事前に商品代金、サービス代金、その他の代金の支払いのあったカードは含まない。

第三項

カード保有者または消費者が以下の資格を有している時に、商業銀行はカード保有者または消費者にクレジット・カードを発行することができる。

- (一) 諸収入源からの収入が合計で月一万五〇〇〇バーツ以上、または年一八万バーツ以上ある。このとき収入源に係る信頼できる証拠を示さなければならない、あるいは
- (二) 商業銀行に預金口座があり、商業銀行が審査の上、クレジット・カードに基づく支払いに十分な

財務状況にある者と判断した

第四項

商業銀行は、クレジット・カード使用に係る件、利息、違約金、諸手数料において、以下に従わなければならない。

(一)その時点で実施中のクレジット・カード使用における利息、違約金、手数料及びその他の費用のレートに係る詳細を、本布告に基づきタイ中央銀行が定めた様式に従い、業務地全ての公開された場所に掲示する。当該レートまたは条件に変更があった場合、商業銀行は変更実施日の少なくとも三〇日前にカード保有者または消費者に通知しなければならない。

(二)クレジット・カードの発行申請を希望するカード保有者または消費者がクレジット・カード発行申請に当たって判断材料とするために、(一)に基づきタイ中央銀行が定めた様式に従い詳細を告知する

(三)商業銀行がカード保有者または消費者から、(一)に基づきタイ中央銀行が定めた様式に基づく項目のほかにサービス料または費用を請求する場合、商業銀行はタイ中央銀行から事前に許可を得なければならない。

第五項

求償及び債務履行の督促において、商業銀行は以下に従わなければならない。

(一)商業銀行がカード保有者または消費者に分割払いによる債務履行を希望するとき、債務の分割返済に係る原則を定めなければならない。このときカード保有者または消費者は一回分の返済に当たって全未払い額の五%以上返済させ、法律に基づく債務履行強制手続きの二〇日以上前にカード保有者または消費者に文面で督促しなければならない。

(二)カード保有者または消費者に返済期日または口座引き落とし期日の一〇日以上前に請求書を送付する。このとき未払い債務における利息または費用がある場合は、請求書において当該利息または費用計算の詳細を示す。

第六項

商業銀行は、カード保有者または消費者からクレジット・カード使用に係る請求があった時、その請求があった日から七日以内に、検査し、進展状況と次の段階について通知しなければならない。同時にその請求における是正を進め、速やかにカード保有者または消費者に通知する。

第七項

商業銀行は本布告末尾に定めた書式に基づき報告書を作成し、四半期末日から三〇日以内にタイ中央銀行に提出しなければならない。ここに仏暦二五四五年一二月で終わる四半期から開始する。

第八項

商業銀行が本布告の施行日にカード保有者または消費者にクレジット・カードをすでに発行していた

場合、当該カード保有者または消費者の資格が本布告と合致していなくとも、そのクレジット・カードは期限が切れるまで、あるいは商業銀行がそのクレジット・カード使用契約に基づきクレジット・カードの使用中止を通告するまで、そのクレジット・カードは使用できる。

第九項

商業銀行は毎年、クレジット・カード事業の営業方針及び計画を定め、商業銀行の取締役会に承認を求めなければならない。ここに、当該方針及び計画にはクレジット・カード・サービスにおける方向、指針、カード保有者の所得水準に従った顧客に対するサービス目標も含む。

第一〇項

商業銀行は、申請承認及び債務弁済能力水準に基づくカード与信額設定のためのクレジット・カード申請者の資格審査システム、債務者が債務弁済で問題を抱えた時、または合意に従い債務弁済できない時の督促システム、様々なケースにおける債権回収戦略から構成される、クレジット・カード・サービスにおけるリスク管理システムを用意しなければならない。

ここにおいて商業銀行は、各カード保有者のカード使用状況及びスタイルに適合した与信額の再検討、変更に資するために、各カード保有者のカード使用及び債務弁済状況追跡システムも用意するほか、クレジット・カード使用に係る方針及び計画の設定・再検討で使用するために経営情報システムも用意する。

第一一項

商業銀行は以下の方法により、申請承認及び適正かつ債務者の債務弁済能力と合致したカード与信額の設定を審査するために、カード申請者の正しく、全てを網羅したデータを重視し、用意しなければならない。

(一・一)カード保有者の履歴、カード保有数、カード与信額合計、その他のデータを調べるための、例えばクレジット・データ会社など信頼できる情報源からのデータの使用、あるいは共同利用のためにデータセンターを共同で設置する

(一・二)新規カード申請者及び与信額総額を望む既存のカード保有者は、申請時に保有しているクレジット・カード及び与信額に係る詳細を全て、正しく申告しなければならない。ここにおいて商業銀行は、事後に当該データが正しくないことを発見したとき、カード保有の取消を通告する効力をもたらす当該データの申告の重要性について顧客に通告しなければならない。

第一二項

商業銀行は以下の場合を除き、カード保有者または消費者のデータを秘密保持しなければならない。

- (a)カード保有者または消費者から文面で承諾を得た上での開示
- (b)事件捜査または訴訟審査における義務、またはそれに資するための開示

- (c) その商業銀行の会計監査人への開示
- (d) クレジット・データ会社へのクレジット・データ送付
- (e) 法に基づく執行に資するための開示

第一三項

商業銀行は、クレジットカード使用によって生じた債権を当座勘定契約に基づく債権に移してはならない。ただしカード保有者または消費者から事前に承諾を得ていたときはその限りではない。

まだ当座勘定契約に基づく債権に移していないクレジットカード使用によって生じた債権は、その利息を元金に含めた金額で利息を計算することはできない。

第一四項

本布告の規定は、現金引出し利用のためのデビット・カードの発行のケース、またはそのカード使用時に預金口座から商品代金またはサービス代金を差し引くためのデビット・カードの発行のケースには適用しない。

第一五項

本布告は仏暦二五四五年十一月二日から施行する。

告示日 = 仏暦二五四五年十一月二日

[末尾の書式は省略]

商業銀行がクレジットカード事業において請求できる利息及サービス料についてのタイ中央銀行布告

前文省略

第一項

クレジットカード事業において商業銀行は、カード保有者または消費者から、未払い債務における利息、または債務不履行中の利息、あるいは延滞債務履行における違約金、その他の手数料、サービス領を徴収することができる。ここに、合算して年一八%以下でなければならず、商業銀行は、カード保有者または消費者のために支払いを立て替えた日、または総額計算日、あるいはカード保有者または消費者が請求書に基づき支払わなければならない日、口座引き落とし日から日数を計算することができる。

第一段に基づく手数料またはサービス料には、手続きにおける手数料、またはタイ中央銀行が定めるところに基づくサービス料は含まない。

第二項

商業銀行は、債務履行の督促があった場合、実際に支出した費用でそのケースに十分な額に従い、クレジットカードと信供与によるサービス料を徴収することができる。

第三項

クレジットカードによる現金引出しサービスにおいて、商業銀行は、合計でその引き出し金額の3%以内であればサービス料または手数料を徴収できる。

第四項

本布告は官報告示日から六〇日が経過した時に施行する。

告示日 = 仏暦二五四五年十一月一二日

(おわり)